	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金 （略） 多面的機能支払交付金 六次産業化市場規模拡大対策整備交付金 （略） 林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。） 森林整備・林業等振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。） （略） 漁業共済事業実施費補助金 漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金 （略） 漁村振興対策地方公共団体整備費補助金 水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金 （略）			
二	（略）	（略）	（略）	（略）
三	（略） 林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。） 森林整備・林業等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。） 森林整備・林業等振興整備費補助金（実験実用化に係るものに限る。） （略）	（略）	（略）	（略）

	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金 （新設） （略） 多面的機能支払交付金 （新設） （略） 林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。） （新設） （略） 漁業共済事業実施費補助金 （新設） （略） 漁村振興対策地方公共団体整備費補助金 （新設） （略）			
二	（略）	（略）	（略）	（略）
三	（略） 林産物供給等振興事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。） （新設） （新設） （略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和元年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。